

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更(三件) (地方課)
- 字の区域の変更等(〃)
- 土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による久原地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成三年十一月十五日現在の地番による。)

大字助谷字保木
脇

大字助谷字保木脇の全域
大字久原字中河原一の二、二九の三の一部、三一の一の一部、三二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字久原字中河
原

大字久原字中河原のうち一の二、一の一の三の一部、一の一の一部、一の一の四の一部、一三の一、一三の二、一四の一の一部、一五の一、一五の三、一五の四、二九の三の一部、三一の一の一部、三二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久原字脇ノ田三九の一部、四一の一部、四三の一部、四六の一部、四七、四八の一部、四九の一部、五〇、五一の一、五一の二、五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字久原字野尻五四の一の一部、五四の二の一部
大字久原字隈田一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地

大字久原字脇ノ
田

大字久原字脇ノ田のうち三九の一部、四一の一部、四三の一部、四六の一部、四七、四八の一部、四九の一部、五〇、五一の一から五一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久原字隈田一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地

<p>大字久原字野尻</p>	<p>大字久原字中河原一の一の三の一部、一二の一の一部、二四の四の一部、一三の一、一三の二、一四の一の一部、一五の一、一五の三、一五の四及びこれらと一体をなす国有地 大字久原字野尻のうち五四の一の一部、五四の二の一部、六三の一の一部、六三の四の一部、六四の二の一部、六四の三の一部、六四の四、六四の五、六五の一、六五の二、六八、六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久原字隈田九七の一の一部、九七の四の一部、九八、九九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字久原字隈田</p>	<p>大字久原字脇ノ田三九の一部、五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字久原字隈田のうち九三、九四、九五の一、九六の一、九六の三、九七の一、九七の三、九七の四、九八、九九の一、一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部、一〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久原字椎ヶ坪一一〇の二の一部</p>
<p>大字久原字二反田</p>	<p>大字久原字野尻六三の一の一部、六三の四の一部、六四の二の一部、六四の三の一部、六四の四、六四の五、六五の一、六五の二、六八、六九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字久原字二反田の全域 大字久原字隈田九三、九四、九五の一、九六の一、九六の三、九七の一の一部、九七の三、九七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字久原字椎ヶ坪一一八の一 大字久原字前河原三二四の七、三二四の八</p>
<p>大字久原字椎ヶ坪</p>	<p>大字久原字隈田一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部、一〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八と一</p>

<p>大字久原字前河原</p>	<p>大字久原字前河原のうち三二四の七、三二四の八並びに三七二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字久原字上ミ庄</p>	<p>大字久原字上ミ庄のうち三七七の一、四〇八の一から四〇八の三まで、四〇九の一、四〇九の二、四一一の一、四一一の四、四一二の三、四一二の四、四一三、四一四、四一六、四二二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字久原字上カセヒ谷</p>	<p>大字久原字上カセヒ谷のうち六三五の六の一部、六三八の一部、六三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久原字下カセヒ谷六八一の一部、六八二の一の一部、六八二の二の一部、六八二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字久原字妙見谷</p>	<p>大字久原字妙見谷のうち六五五の二以外の区域</p>
<p>大字久原字桐谷平ラ</p>	<p>大字久原字桐谷平ラのうち六五六の二以外の区域</p>
<p>大字久原字下カセヒ谷</p>	<p>大字久原字上カセヒ谷六三五の六の一部、六三八の一部、六三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字久原字妙見谷六五五の二 大字久原字桐谷平ラ六五六の二 大字久原字下カセヒ谷のうち六八一の一部、六八二の一の一部、六八二の二の一部、六八二の四の一部、六九二の一の一部、六九二の三の一部、六九二の四、六九二の五、六</p>

大字三徳字九曜頭	大字三徳字九曜頭のうち一〇九五の一部、一一一五、一一一六の区域
大字三徳字上牛王谷	大字三徳字上牛王谷のうち一二二五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三徳字旗谷	大字三徳字上牛王谷一二二五と一体をなす国有地の一部 大字三徳字旗谷の全域
大字三徳字中牛王谷	大字三徳字中牛王谷の全域 大字三徳字一ノ瀬頭一四五一の一部
大字三徳字一ノ瀬頭	大字三徳字一ノ瀬頭のうち一四五一の一部以外の区域

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野（本郷）地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年七月一日現在の地番による。）
本郷字代官屋ノ前	本郷字代官屋ノ前のうち二四〇〇の二、二四〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字橋詰ノ上ミ七八六と一体をなす国有地の一部 本郷字トノケ市ノ上ミ一一九〇の一部及びこれと一体をなす国有地
本郷字橋詰ノ上ミ	本郷字橋詰ノ上ミのうち七八五の一部、七八七の一部、七八八、七八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八六と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字御藏大道下タ八四五及びこれと一体をなす国有地の一部並びに八四四の二、八四四の三、八四六と一体をなす国有地の一部
本郷字トノケ市ノ上ミ	本郷字トノケ市ノ上ミ一一八九の二の一部、一一九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
本郷字御藏大道下タ	本郷字御藏大道下タのうち八四〇の一の一部、八四五、八四七の一部、八四八の一部、八四九の一部、八五一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八四四の二、八四四の三、八四六、八四七と一体をなす国有地の一部以外の区域
本郷字才ノ木田	本郷字才ノ木田のうち九三六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字才ノ平二〇〇六の一、二〇〇六の三の一部、二〇〇七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>本郷字鉄クソ谷 尻</p>	<p>本郷字鉄クソ谷尻のうち九三八及びこれと一体をなす国有地の一部並びに九三九の一、九三九の二、九四〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>本郷字トウノ峯 ノ下タ</p>	<p>本郷字才ノ木田九三六の一と一体をなす国有地の一部 本郷字鉄クソ谷尻九三八及びこれと一体をなす国有地の一部並びに九三九の二と一体をなす国有地の一部 本郷字トウノ峯ノ下タのうち九四七の一部以外の区域 本郷字トウノ峯ノ下モ九四八の一から九四八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 本郷字多武ノ峯一九九七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一九九六、一九九七と一体をなす国有地の一部 本郷字才ノ平二〇〇四、二〇〇六の三の一部</p>
<p>本郷字トウノ峯 ノ下モ</p>	<p>本郷字トウノ峯ノ下タ九四七の一部 本郷字トウノ峯ノ下モのうち九四八の一から九四八の三までの一部、九四九の一部、九五二の一の一部、九五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字荒神ノ元九五四の一部 本郷字築田一九八五の一部、一九八六の一部、一九八八の一部、一九九三の一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字多武ノ峯一九九五の一部</p>
<p>本郷字荒神ノ元</p>	<p>本郷字トウノ峯ノ下モ九五二の一の一部、九五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 本郷字荒神ノ元のうち九五四の一部以外の区域 本郷字南谷九六四、九六六、九八五と一体をなす国有地の一部 本郷字築田一九八四の一部、一九八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>本郷字南谷</p>	<p>本郷字南谷のうち九六四、九六六、九八五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>本郷字トノケ市 ノ上ミ</p>	<p>本郷字橋詰ノ上ミ七八五の一部、七八七の一部、七八八、七八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字御藏大道下タ八四〇の一の一部、八四七の一部、八四八の一部、八四九の一部、八五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四五、八四六、八四七と一体をなす国有地の一部 本郷字トノケ市ノ上ミのうち一一七七の一の一部、一一七七の三、一一七九の二の一部、一一八〇の二の一部、一一八一の一の一部、一一八一の二の一部、一一八九の二の一部、一一九〇から一一九二までの一部、一九九六の二、一九九七の二、一九九七の三、一九九八の一の一部、一九九八の三及びこれらと一体をなす国有地 本郷字橋詰一二〇〇の三の一部 本郷字清水田二二八七の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>本郷字橋詰</p>	<p>本郷字代官屋ノ前二四〇〇の二、二四〇二の二と一体をなす国有地の一部 本郷字トノケ市ノ上ミ一九〇から一九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字橋詰のうち一二〇〇の一から一二〇〇の三までの一部、一二〇一の一部、一二〇二の一部、一二〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字神田一二六六の一の一部</p>
<p>本郷字神田</p>	<p>本郷字神田のうち一二六六の一以外の区域</p>
<p>本郷字六反田</p>	<p>本郷字橋詰二二〇〇の一の一部、二二〇〇の二の一部及び</p>

本郷字築田	本郷字門前ノ上 ミ	本郷字清水田	本郷字増田	
本郷字トウノ峯ノ下モ九四九の一部	本郷字門前ノ上ミのうち二二八三と一体をなす国有地以外の区域	本郷字トノケ市ノ上ミ一七七一の二の一部、一七七七の三、一七九二の二の一部、一八〇〇の二の一部、一八一〇の二の一部、一八一〇の二の一部、一八一〇の二の一部、一九六二、一九七二、一九七三、一九八〇の二の一部、一九八三及びこれらと一体をなす国有地 本郷字橋詰一〇〇の二の一部 本郷字六反田二六八の二の一部、二六九の二の一部 本郷字増田二六四と一体をなす国有地の一部 本郷字清水田のうち二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八五の三から二八五の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三の二、二八七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字門前ノ上ミ二八三と一体をなす国有地	本郷字増田のうち二八二の一、二五三、二六四と一体をなす国有地の一部以外の区域	これらと一体をなす国有地 本郷字神田二六六の一の一部 本郷字六反田のうち二六八の二の一部、二六九の二の一部以外の区域 本郷字増田二八二の一、二五三、二六四と一体をなす国有地の一部 本郷字清水田二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八五の三から二八五の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三の二と一体をなす国有地の一部

<p>鳥取県告示第二百七十一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十六号）の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小河内地</p>	<p>榎市字妻ノ谷</p> <p>榎市字妻ノ谷の全域 本郷字鉄ノ谷尻九三九の一、九四〇の二と一体をなす国有地の一部 本郷字オノ平一九九八の一、一九九八の二と一体をなす国有地</p>	<p>本郷字オノ平</p> <p>本郷字オノ平のうち二〇〇四、二〇〇六の一、二〇〇六の三、二〇〇七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九九八の一、一九九八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>本郷字多武ノ峯</p> <p>本郷字多武ノ峯のうち一九九五、一九九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九九六、一九九七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>本郷字築田のうち一九八四から一九八六までの一部、一九八八の一部、一九九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八四、一九八五と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字多武ノ峯一九九五の一部</p>
---	--	---	--	--

区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年九月二日現在の地番による。）</p>
<p>小河内字清水田</p>	<p>小河内字清水田の全域 小河内字塔ヶ市三二の一部、三五、三六の一、四〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>小河内字塔ヶ市</p>	<p>小河内字塔ヶ市のうち三二の一部、三五、三六の一、四〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部区外の区域</p>
<p>小河内字濱子田</p>	<p>小河内字濱子田のうち四九の一部、五〇の一部、五二の一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 小河内字鍛冶屋ヶ市六二、六三、六六、七三、七四の一、七六の一、七七と一体をなす国有地の一部 小河内字前ヶ市八五の一部及び七八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>小河内字鍛冶屋ヶ市</p>	<p>小河内字鍛冶屋ヶ市のうち六二、六三、六六、七三、七四の一、七六の一、七七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小河内字前ヶ市</p>	<p>小河内字濱子田四九の一部、五〇の一部、五二の一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二と一体をなす国有地の一部 小河内字前ヶ市のうち八五の一部及び七八の一と一体をなす</p>
<p>小河内字八重垣</p>	<p>す国有地の一部以外の区域 小河内字八重垣九〇の一部、九七から九九までの一部、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小河内字センボフ</p>	<p>小河内字八重垣のうち九〇の一部、九七から九九までの一部、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小河内字センボフ一〇七、一二九から一三一までの一部 一三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小河内字曾根畑</p>	<p>小河内字センボフのうち一〇七、一二九から一三一までの一部、一三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小河内字曾根畑</p>	<p>小河内字曾根畑のうち一三三の一の一部以外の区域 小河内字上ヶ市一四一の一部</p>
<p>小河内字上ヶ市</p>	<p>小河内字曾根畑一三三の一の一部 小河内字上ヶ市のうち一四一の一部以外の区域</p>
<p>小河内字山ノ神ノ前</p>	<p>小河内字山ノ神ノ前の全域 小河内字仲田三一〇の一から三一〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字老久保田三一六の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>小河内字庄田</p>	<p>小河内字庄田のうち二九四及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小河内字寺田</p>	<p>小河内字庄田二九四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>

<p>小河内字寺田のうち三〇四の二の一部、三〇五の二の一部以外の区域 小河内字仲田三〇七の二の一部</p>	<p>小河内字庄田二九四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二九四の二の一部をなす国有地の一部 小河内字寺田三〇四の二の一部、三〇五の二の一部 小河内字仲田のうち三〇七の二の一部、三一〇の二から三一〇の三までの二の一部、三一〇の二の一部、三一〇の二の一部、三一三の二の一部、三一四の二、三一四の二の一部、三一四の三の一部、三一四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小河内字老久保田三一五の二の一部、三一六の二の一部、三一六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字鉄穴内四四〇の二の一部、四四一の二の一部、四四二の二の一部、四四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字釣谷尻り四三九の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>小河内字老久保田</p>	<p>小河内字仲田三一四の二の一部、三一四の四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字老久保田のうち三一五の二の一部、三一六の二の一部、三一六の三の一部、三二六の一部、三二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小河内字畦ナシ三二八の二の一部、三二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>小河内字畦ナシ</p>	<p>小河内字仲田三一三の二の一部、三一四の二の一部、三一四の三の一部、三一四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字老久保田三二六の一部、三二七の一部 小河内字畦ナシのうち三二八の二の一部、三二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
<p>小河内字門ノ元</p>	<p>れらと一体をなす国有地並びに三二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 小河内字門ノ元三三五及びこれと一体をなす国有地並びに三三六、三三七の二、三三七の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>小河内字半田</p>	<p>小河内字半田のうち三三九の二の一部、三四〇の二の一部、三四一の二、三四二の二以外の区域 小河内字クロ目四一九の二の一部、四二〇の二の一部、四二三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 小河内字簀下四二六の二の一部、四二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>小河内字塚畑</p>	<p>小河内字半田三四〇の二の一部、三四一の二、三四二の二の一部 小河内字塚畑のうち三四六の二の一部、三四七の二、三四八の二の一部以外の区域 小河内字畦高三七二の二の一部及びこれと一体をなす国有地 小河内字船ヶ谷四〇九の二の一部 小河内字クロ目四一七及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>小河内字畦高</p>	<p>小河内字塚畑三四六の二の一部、三四七の二、三四八の二の一部 小河内字畦高のうち三七二の二の一部、三七九の二の一部、三八一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小河内字又右エ門河原三八四の二の一部 小河内字船ヶ谷四〇九の二の一部</p>

<p>小河内字又右エ門河原</p>	<p>小河内字畦高三七九の一の一部、三八一及びこれらと一体をなす国有地 小河内字又右エ門河原のうち三八四の一の一部以外の区域</p>
<p>小河内字松ヶ谷</p>	<p>小河内字松ヶ谷のうち四〇九の一部以外の区域</p>
<p>小河内字ロクロ目</p>	<p>小河内字仲田三一四の一の一部、三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字半田三三九の一の一部、三四〇の一の一部、三四二の一部 小河内字ロクロ目のうち四一七、四一九の一部、四二〇の一部、四二三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小河内字藪下タ</p>	<p>小河内字藪下タ四二六の一部、四二七の一部、四二八の一の一部、四二八の二、四二九の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字鈷谷尻り四三五の一の一部、四三五の二、四三五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小河内字鈷谷尻り</p>	<p>小河内字仲田三一の一の一部、三二二の二の一部、三二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字藪下タ四二八の一の一部 小河内字鈷谷尻りのうち四三五の一の一部、四三五の二、四三五の三の一部、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三五の一、四三八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 小河内字鈷穴内四四〇の一部、四四一の一部、四四二の一</p>
<p>小河内字内場</p>	<p>の二の一部、四四二の二の一部、四四二の三 小河内字内場四四三の一の一部、四四三の二の一部、四四四の一部、四四五の一の一部、四四五の二の一部、四四六の一の一部、四四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小河内字行岸詰河原</p>	<p>小河内字鈷谷尻り四三五の一と一体をなす国有地の一部 小河内字鈷穴内四四二の一の一部、四四二の二の一部 小河内字内場のうち四四三の一の一部、四四三の二の一部、四四四の一部、四四五の一の一部、四四五の二の一部、四四六の一の一部、四四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小河内字鞍卸荒神上エ</p>	<p>小河内字行岸詰河原のうち五五〇、五五一、五五二の一、五五二の二、五五三、五五四の一及びこれらと一体をなす国有地 小河内字鞍卸荒神上エのうち五六二の一の一部、五六三の一の一部、五七二の一の一部、五七三、五七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小河内字鞍卸五八五の一、五八六の一の一部、五八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小河内字鞍卸</p>	<p>小河内字鞍卸荒神上エ五六二の一の一部、五六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字鞍卸のうち五八五の一、五八六の一の一部、五八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

小河内字布瀬谷 尻り	小河内字布瀬谷尻りの全域 小河内字割谷六八七の二の一部
小河内字割谷	小河内字割谷のうち六八七の二の一部以外の区域
小河内字榎木谷 尻り下モ	小河内字榎木谷尻り下モのうち七〇一の一部、七〇二の一部以外の区域
小河内字榎木谷 尻り	小河内字榎木谷尻り下モ七〇一の一部、七〇二の一部 小河内字榎木谷尻りのうち七〇三の二の一部、七〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小河内字中園	小河内字中園の全域 小河内字中園ノ下モ谷端のうち七二五の一部以外の区域
小河内字百田	小河内字百田のうち七二一の二の一部以外の区域
小河内字荒神谷 尻り	小河内字中園ノ下モ谷端七二五の一部 小河内字百田七二一の二の一部 小河内字荒神谷尻りの全域 小河内字砂田のうち七二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
小河内字山ノ神 前與五田	小河内字山ノ神前與五田七二九の一部、七三一の一部、七三二、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字榎原七四六の二の一部
小河内字山ノ神 前與五田	小河内字山ノ神前與五田のうち七二九の一部、七三一の一部、七三二、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小河内字榎原七四六の二の一部、七四七の一部、七四八の一部

小河内字竹ノ上 エ	小河内字竹ノ上エのうち七四四と一体をなす国有地の一部以外の区域
小河内字榎原	小河内字砂田七二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 小河内字竹ノ上エ七四四と一体をなす国有地の一部 小河内字榎原のうち七四六の二の一部、七四七の一部、七四八の一部以外の区域 小河内字傳兵衛田の全域 小河内字小ブケ尻りの全域 小河内字小ブケカベノ内七五五の一部、七五六及びこれらと一体をなす国有地の一部
小河内字小ブケ カベノ内	小河内字小ブケカベノ内のうち七五五、七五六及びこれらと一体をなす国有地並びに七六〇、七六二と一体をなす国有地の一部以外の区域
小河内字柳田	小河内字柳田のうち七六六の二の一部、七六七、七六九の一部、七七一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小河内字上ミ布 瀬谷	小河内字小ブケカベノ内七五五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七五五、七六〇、七六二と一体をなす国有地の一部 小河内字柳田七六六の二の一部、七六七、七六九の一部、七七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 小河内字上ミ布瀬谷の全域
小河内字中園家 ノ前	小河内字榎木谷尻り七〇三の二の一部、七〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字山ノ手山	小河内字中園家ノ前の全域
黒坂字清水田ノ上エ	黒坂字山ノ手山のうち五六四の二二二の一部、五六四の二七八の一部以外の区域
黒坂字城奥堤廻り	黒坂字清水田ノ上エのうち一七〇五から一七二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字城ノ奥	黒坂字山ノ手山五六四の二二二の一部 黒坂字清水田ノ上エ一七二二の一部及びこれと一体をなす国有地
黒坂字荒神ノ前	黒坂字城ノ奥のうち一七六〇の一部、一七六一から一七六三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	黒坂字山ノ手山五六四の二七八の一部 黒坂字清水田ノ上エ一七〇五から一七一〇まで一七一〇の一部、一七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、一七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 黒坂字城ノ奥一七六〇の一部、一七六一から一七六三まで及びこれらと一体をなす国有地 黒坂字清水田の全域 黒坂字荒神ノ前のうち一七七二の一部、一七七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七四と一体をなす国有地の一部以外の区域 黒坂字樋ノ口一七七五の一部、一七八三の一部及び一七九〇と一体をなす国有地の一部

黒坂字樋ノ口	黒坂字荒神ノ前一七七二の一部、一七七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七四と一体をなす国有地の一部 黒坂字樋ノ口のうち一七七五の一部、一七八三の一部及び一七九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	小河内字鉄穴内 小河内字中園ノ下モ谷端 小河内字砂田 小河内字傳兵衛田 小河内字小ブケ尻リ 黒坂字清水田
<p>鳥取県告示第二百七十二号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る久原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成四年三月十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>鳥取県告示第二百七十三号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る門前地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p>	

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る日野（本郷）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る小河内地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次